

特記仕様書

第1条 適用

受注者は、岐阜県建設工事共通仕様書ならびに、日本下水道事業団監修 機械設備工事一般仕様書、機械設備工事必携、国土交通省機械工事共通仕様書、機械工事施工管理基準に基づき施工するものとする。
この設計書の設計積算基準は、令和8年度版下水道用設計標準歩掛書等を適用している。

第2条 工事着手前協議について

受注者は、すべての工事において、契約後1～2週間以内に設計書内容、特記仕様書、その他すみやかに協議が必要な事項について、監督員と工事着手前協議を行わなければならない。その他の協議事項（設計内容等）については、監督員から指示がある場合を除き、工事着手日までに監督員と工事着手前協議を行うこと。
（設計内容等）については、監督員から指示がある場合を除き、工事着手日までに監督員と工事着手前協議を行うこと。
協議に当たっては、「施工打ち合わせ記録簿」（高山市監建設工事監督要領別記様式第3号2）に協議事項を記入し、打ち合わせに持参すること。
監督員は「施工打ち合わせ記録簿」の回答（その他）欄を記入し、受注者にその回答を通知すること。

第3条 地下埋設物の確認について

地下埋設物の近接工事における事故防止は、「地下埋設物の事故防止マニュアル」（令和2年10月 中部地方整備局）に基づき対応すること。

第4条 1日未満で完了する作業の積算について

「1日未満で完了する作業の積算」（以下、「1日未満積算基準」と言う。）は、変更積算のみに適用する。
受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
受注者は、協議に当って、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督員に提出すること。

第5条 ワンデーレスポンスの実施について

本工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事とする。
実施に当たっては、岐阜県要領「ワンデーレスポンス実施要領」を準用し、これに基づき実施すること。

第6条 電子メールを活用した情報共有について

本工事の施工中における受発注者間の情報共有は岐阜県要領「電子メールを活用した情報共有における運用指針」を準用し、これにより実施すること。
ただし、これにより難い場合は、工事着手前協議時に監督員と協議のうえ決定すること。

第7条 電子納品の実施について

受注者は、電子成果品を「岐阜県建設工事共通仕様書」、「工事完成図書の電子納品要領」、「岐阜県電子納品運用ガイドライン」等に準拠し作成し、電子媒体で納品することができる。

第8条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事とすることができる。
運用は、岐阜県要領、写真管理基準「2-8デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」を準用し、これに基づき実施すること。

第9条 下請契約及び使用資材について

受注者は、下請負人を選定するときは、「高山市公契約条例」（平成30年4月1日施行 以下「公契約条例」という。）に基づき、市内に事務所又は事業所を有する者を活用するよう努めなければならない。
また、調達する工事材料は高山市産とするよう努めなければならない。

第10条 下請負人との契約について

受注者は、「建設業法」（昭和24年法律第100号）、「下請代金支払遅延等防止法」（昭和31年法律第120号）、「公契約条例」及びその他関係法令を遵守するとともに、労務費その他の経費の内訳を明らかにした見積りを基に、下請負人との対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結するよう努めなければならない。

第11条 創意工夫・社会性等の実施報告について

受注者は、工事施工において、自ら立案した創意工夫に関する項目について、具体的な内容と実施方法をあらかじめ施工計画書に記述するとともに、実施した創意工夫・社会性等に関する項目の実施状況を工事完了時までに「創意工夫に関する実施報告書」または「社会性（地域への貢献等）に関する実施報告書」に記載し、監督員に提出することができる。

第12条 産業廃棄物の適正処理について

受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、「岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱」及び「高山市建設工事における建設副産物管理の運用について」に従い、産業廃棄物関連書類の提出及び処理施設の現地確認並びに建設廃棄物処理状況の管理を行い、産業廃棄物が最終処分に至るまで適正に処理されていることを確認し、関係書類を監督員に提示しなければならない。

特記仕様書

第13条 不当介入における通報義務について

1 妨害又は不当要求に対する通報義務

受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。
なお、通報がない場合は入札参加資格を停止をすることがある。

2 履行期間の延長について

受注者は、暴力団又は暴力団員による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に履行期間の延長を請求することができる。

第14条 工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）について

受注者は「高山市工事請負契約における設計変更ガイドライン（平成27年10月）に基づき照査を実施すること。

第15条 工事書類の作成について

工事施工に伴い、受注者が作成、提出、保存等する書類とその取扱いについては岐阜県要領「工事書類作成提出要領」を準用し、これに基づき実施すること。

第16条 一般的制限値を超える車両の運行について

岐阜県建設工事共通仕様書 1-1-36交通安全管理第13項における道路法47条の2に基づく通行許可の確認において、受注者は関係資料を整理保管するとともに、監督員または検査員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

特殊車両通行の確認は、「公共工事における大型車の通行適正化に向けた取り組みについて（通知）」（平成29年12月25日付け技第622号/岐阜県通知）によるものとする。

第17条 法定外の労災保険の付保

受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。

第18条 行政情報流出防止対策の強化

1 受注者は、本工事の履行に関する全ての行政情報（個人情報を含む）について適切な流出防止対策をとるものとする。

2 受注者は、本工事で行政情報を取り扱う場合には、行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

（関係法令等の遵守）

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

（行政情報の目的外使用の禁止）

受注者は、発注者の許可無く本工事の履行に関して取り扱う行政情報を本工事の目的以外に使用してはならない。

（社員等に対する指導）

受注者は、受注者の社員等に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

（契約終了時等における行政情報の返却）

受注者は、本工事の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本工事の実施完了後または本工事の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。

（行政情報の管理体制の確保）

受注者は、行政情報を適正に管理する体制を確保しなければならない。

（行政情報の電子的な取り扱い）

受注者は、本工事の実施に際し、行政情報の電子的な取り扱いをしてはならない。

（事故の発生時の措置）

1）受注者は、本工事の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

2）この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

3 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第19条 まんなかホリデーの取組について

1 受注者は「建設現場の週休2日」の普及および浸透に向けて、週休2日制工事の適否に関わらず、土曜日の休工に努める。「まんなかホリデー（中部地区統一の一斉休工）」に取組むものとする。

なお、本取組は強制的な休工や工程の調整を求めるものではない。

2 休工とは、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所されている状態をいう。

（巡回パトロールや保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合を除く）

特記仕様書

第20条 以下の特記仕様は、条件明示により指定されたものを適用する。

1. フレックス工期

- 1 本工事はフレックス工期による契約方式の試行工事であり、受注者は契約日から工事開始期限日までの期間で、任意の日を工事開始日とすることができる。この場合、契約日から工事開始日の前日までの期間は、主任技術者又は監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐及び現場代理人を配置することを要しないものとする。
- 2 受注者は、フレックス工期を活用する場合は次のとおり実施するものとする。
 - (1) 落札決定の通知後、契約締結日までの間で速やかに工事開始日を通知するものとする。
 - (2) 積算にあたっては、契約日を起算日とした工期日数分を工事期間としており、受注者が施工時期を選択することにより生じる経費については、受注者の負担とする。
 - (3) 契約日から工事開始日の前日までの現場管理は、発注者の責任において行うこととし、受注者は資材の搬入や仮設物の設置等の行為をしてはならない。
 - (4) 受注時の「工事実績コリンズ登録」は、工事開始日後に監督員の確認を受け、工事開始日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に登録機関に登録申請しなければならない。
なお、登録する技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとし、フレックス期間は含まないものとする。
 - (5) 「現場代理人・技術届」は経歴書を添付して工事開始後、速やかに提出しなければならない。
 - (6) 契約締結後に工事開始日を変更する必要がある場合には、速やかに発注者及び受注者で協議のうえ、工事開始日通知書の変更を提出し、変更契約を締結すること。
 - (7) 低入札価格調査等により、入札執行通知又は入札公告に記載の工事開始期限日以降に契約締結となった場合には、契約締結日を工事の始期とし、工事の終期は工事開始期限日から工期日数を確保した日とする。

第21条 工事情報共有システム(ASP)の使用について

- 1 本工事で工事情報共有システムを利用する際は、「岐阜県情報共有システム運用要領」を参照すること。
- 2 本工事での工事情報共有システムを利用する場合は、ASPサービス業者との契約は、受注者が行うものとする。
なお、利用するASPサービスは、岐阜県情報共有システム運用要領第6条の使用条件を満たしていること。
- 3 受注者は、工事情報共有システムを利用する場合は、初回打ち合わせ時に契約するASPサービス業者について報告を行うこと。

特記仕様書(条件明示)

下記項目、事項のうち○印該当欄は、工事施工にあたって制約等をうけることになるので明示する。なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約が生じたときは、甲(市)と協議し適切な処置を講ずるものとする。

施工条件

明示項目		明示事項	制約条件等
工程関係	○	関連工事	関連する他の工事の工期(施工時期)
			関連する他の工事の内容
	○	施工の制限	施工内容
			施工時期
			施工時間
			施工方法
		○ 工事の抑制期間(交通規制)	年末年始
	○	対外協議未了事項	未了協議の内容
			制約を受ける内容
			協議成立の見込み時期
	○	協議条件	協議で付された特定条件の項目
			協議で付された特定条件の影響範囲
	○	余裕工期設定工事	工事の着手時期
			地下埋設物・埋蔵文化財等の事前調査
			項目
			調査期間
	○	休日日数	埋設物等の移設予定時期(見込み時期)
			休日日数
用地関係	○	工事用地の未買収(未処理)	場所
			範囲
			処理の見込み時期
			未買収地への立入り可否
	○	工事用地の復旧	○ 工事用地等の使用後の復旧内容
			後片付清掃・不陸整正等
	○	工事用地の借地	○ 工事用仮設道路及び資機材置場の借地
			任意
			場所
			範囲
			期間
			○ 使用条件
	○	仮設ヤード(消波根固めブロック、桁製作等)	地権者と協議により決定する事
			復旧方法
			○ 工事に必要な土地の借地料
			請負者において負担する事
			施工者に使用させる仮設ヤード
			場所
公害関係 (環境対策)	○	工事に伴う公害防止対策	公害防止(騒音、振動、粉塵排出ガス等)のための指定事項
			施工方法
			○ 建設機械・設備
			作業時間等の指定
	○	水替・流入防止施設	防止施設の内容
			設置期間
	○	濁水、湧水処理対策	処理施設の内容
			処理条件の内容
	○	事業損失	事前・事後調査の区分
			調査時期
			調査方法
			調査範囲
	○	六価クロム溶出試験	調査項目
			対象工種・工法
			試験実施段階・検体数

施工条件

明示項目		明示事項	制約条件等
安全対策関係	交通安全施設等	指定の内容	
		指定の期間	
	近接施工	鉄道、ガス、電気、電話、水道情報管路等との近接施工	
		施工方法	
		作業時間	
	防護施設	防護施設の内容	
	交通誘導員等	交通誘導員・保安要員の配置指定	
		場所	
		期間	
		時間	
		(配置)人数	
		交替要員の有無	
		発破作業等の保全設備	
		発破作業等の制限内容	
	換気設備等	換気設備等の対策内容	
工事用道路関係	○ 一般道路の使用	○ 資機材搬入経路	施工計画書に記載する事
		○ 資機材搬出経路	施工計画書に記載する事
		使用期間	
		時間帯	
		○ 使用中・使用後の処置内容	工事用の機械または資材等は交通の支障とならない場所に置き、その管理に留意するとともに、使用道路の損傷は原形復旧とする。
	仮設道路の設置	安全施設等の設置内容	
		安全施設等の設置期間	
		工事終了後の存置方法	
		工事終了後の撤去方法	
		維持補修の内容	
仮設備関係	仮設物の引き渡し・引継	仮設物の引き渡し・引継の内容	
		仮設物の引き渡し・引継の期間、時期	
		仮設物の引き渡し・引継の条件	
	仮設備の構造	仮設備の構造	
		仮設備の施工方法	
		仮設備の設計条件	

施工条件

明示項目		明示事項	制約条件等
建設副産物関係	建設発生土(受入)	残土受入場所又は仮置場所	
		位置	
		処理量	
		運搬距離・経路	
		搬入時間制限	
		処理・保管条件	
	建設発生土(搬出)	残土受入場所又は仮置場所	
		位置	
		処理量	
		運搬距離・経路	
		搬入時間制限	
		処理・保管条件	
	現場内の再利用・減量化	再利用・減量化の内容	
		使用場所(現場内等)	
	○ 建設副産物及び廃棄物の処理	○ 処理方法	混合廃棄物(全窒素・全りん自動測定装置、有機汚濁モニターUV計) :再生資源化
		○ 受入施設名	(南)丸武産業
		○ 処理場所	高山市丹生川町町方
		受入時間	
		受入条件	
		○ 運搬距離	L=15.1km(経路図提出のこと)
	建設副産物及び廃棄物の処理	処理方法	
		受入施設名	
		処理場所	
		受入時間	
		受入条件	
		運搬距離	
	建設副産物及び廃棄物の処理	処理方法	
		受入施設名	
		処理場所	
		受入時間	
		受入条件	
		運搬距離	
工事支障物件等	占有物件等の工事支障物件の存在	占有物件の有無	
		工事支障物件	
		支障物件	
		管理者(所有者)	
		支障物件の位置	
		支障物件移設時期	
		支障物件工事方法	
		支障物件防護方法	
	占有工事との重複	重複する占有物件工事の内容	
		重複する占有物件工事の期間	
薬液注入関係	設計・施工条件	設計条件	
		工法区分	
		材料種類	
		施工範囲	
		削孔数量	
		削孔延長	
		注入量	
		注入圧	
	周辺環境調査	環境調査の内容	

施工条件

明示項目		明示事項	制約条件等	
その他	○	工事用資機材の保管及び仮置き	○ 保管・設置場所 指定なし	
			保管期間	
			保管方法	
	現場発生品	品名		
		数量		
		引渡し場所		
		再使用の有無		
	支給材料及び賃貸借品	品名		
		数量		
		品質		
		規格寸法又は性能		
		引渡し場所		
		引渡期間		
	架設(仮設)工法の指定	施工方法		
		施工条件		
	工事用電力の指定	内容		
	新技術・新工法等の指定	新技術・新工法・特許工法の内容		
	工事材料・資材の使用	県産材の優先利用可能の有無		
		リサイクル認定製品の優先利用可能の有無		
	調査試験に対する協力	公共事業労務費調査		
		諸経費動向調査		
		施工合理化調査		
		施工形態動向調査		
	立木伐採	対象範囲		
		処理方法		
		受入施設名		
		処理場所		
		受入時間		
		受入条件		
		運搬距離		
	設計内容の未検討項目	未検討内容		
		検討終了時期		
	技術者の配置	本工事の主任技術者は専任とする		
	○	その他	○ 重点監督について	「高山市建設工事における重点監督」の対象工事に該当した場合はこの取り扱いによる。
			○ 維持管理業者との調整	処理場維持管理業者と施工時期について、事前調整する事。
			○ 現場把握(起工測量)	受注後速やかに既存機器設備の確認を行い、監督員に報告する事。
			関係者協議の実施・報告	関係町内や周辺施設への交通規制の周知案内文等を作成し連絡するとともに、その旨を監督員に報告する事。
			交通規制の解除	有事の際には規制を解除する等適切な対策を講じる事。
			関係車両への配慮	地元車両、ゴミ収集車、路線バス、スクールバス等について、事前連絡し、迂回路確保や規制区間縮小に努める事。
			工事の周知	関係者に対し工事の周知を図るとともに、迂回路や歩道、駐車場の確保等の案内看板等の設置を行い、地元関係者への配慮に努める事。
			○ 工事看板	交通規制看板などに「高山市下水道課」と表記し、看板裏面に受注者名を明記する事。
			○ 工事保険について	請負者に対し、第三者に対する損害保険(工事保険)の加入状況及びその内容等について掲示及び説明を求める。

特 別 仕 様 書

第1章 総 則

1. 適 用

汚水処理施設更新工事の施工に当たっては、「岐阜県建設工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事の内容

1. 目 的

この工事は、特定環境保全公共下水道施設の久々野浄化センターの電気設備機器を更新するものである。

2. 工事名

特環 久々野浄化センター全室素・全リン自動測定装置他更新工事

3. 工事場所

高山市久々野町久々野地内 （久々野浄化センター内）

第3章 施工条件及び現場条件

1. 一般事項

供用中の施設については、本工事によってその機能を制限される時間が最小となるよう監督職員及び当該施設維持管理業者と綿密な打合せを行うこと。

2. 関係法令の順守

工事の施工に当たっては以下に記す法令の他、関係する法令を遵守しなければならない。

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法

第4章 既設調査

1. 既設調査

請負者は現地調査を実施して**施設状況、更新対象の既設機種・仕様**を熟知し、竣工後、施設が所定の処理性能を確保し、かつ保守管理が容易に行えるように施工すること。

2. 疑義、改善意見等

請負者は、設計図書に示されている構造、仕様等について疑義又は改善意見がある場合には、監督職員と協議し処理しなければならない。

設計図書に明示されていない細部構造の設計、機器類の選択及び配置や、現場の納まりもしくは取合上、機器の取付位置または取付方法等軽微な変更については監督職員の承諾を得て実施するものとする。

第5章 電気設備工事

1. 一般事項

本工事は、排水処理設備の円滑な運転及び保守管理が容易に行える様、また関係法令規格を遵守し、使用条件を十分満足する様、合理的に設計、製作、施工されるものとする。

2. 工事内容

主な工事内容は次のとおり

- ・以降「機器仕様」に記す機器の製作・据付（更新）工事一式
- ・上記に伴う配管配線工事一式
- ・既設不要機器、不要ケーブルの撤去処分

3. 工事材料

- (1) 電気設備の製造に用いる材料又は部品は、すべて次の規格・基準に適合したものでなければならない。

日本工業規格(JIS)、電気規格調査会標準規格(JEC)、

日本電機工業会標準規格(JEM)、内線規定(JEAC)

電気設備技術基準、その他関係法令等

- (2) 電気設備のうち工場で製作するものについては、製作図面を作成し、監督職員の承諾を得て製作するものとする。

- (3) 電線管材質は、特記なき場合下記のとおりとする。

屋内露出管	HIVE
屋外露出管	PE
コンクリート埋込管	PF-S
地中埋設管	FEP

- (4) プルボックス材質は、特記なき場合下記のとおりとする。

屋内	SUS 製 (防水)
屋外	

- (5) プルボックスの板厚は下記のとおりとする。

材質	長辺 $\leq$ 400mm	長辺 $>$ 400mm
SUS	1.5mm 以上	2.0mm 以上
PVC	3.0mm 以上	

第6章 施工管理

1. 施工管理

請負者は、共通仕様書及び「土木工事施工管理基準及び規格値（案）（平成29年度）」に準拠し、施工管理するものとする。

2. 工事記録写真撮影

- (1) 工事の施工順序に従い、監督職員の指示又は必要に応じて記録写真を整備し、工事完了後提出しなければならない。埋設される箇所等後日確認できなくなる箇所については、次の工程に移る段階で監督職員に提出し確認を得るものとする。
- (2) 撮影に当たっては、位置、構造物の種類、番号等を明示する黒板を立て、スケール等によって寸法等を表示するものとする。
- (3) 写真はカラー撮影、サービス版サイズを原則とし、写真帳はA4版アルバムとする。

第7章 試運転等

- (1) 工事の完了に伴い、各装置の試運転を行い、各装置が正常に稼働することを確認しなければならない。
- (2) 配管設備は、通水、通気試験及び水圧、気密試験を行い、誤配管、漏れ等のないことを確認しなければならない。
- (3) 試運転は、あらかじめ監督職員と協議して作成した通水試運転等要領書に基づき実施する。
- (4) 試運転に当たっては、各装置の試運転を行う適切な人員を配置しなければならない。
- (5) 試運転には、監督職員の立会を求めなければならない。
- (6) 請負者は、施設の円滑な操業に必要な機器の運転管理及び取扱について、必要かつ十分な教育と指導を行うものとする。

第8章 竣工時提出物

請負者は、工事の完了に伴い、次の図書を作成し提出しなければならない。

- (1) 竣工図書
出来形図、工事写真、官公庁提出書類、各試験成績表、指示書等
- (2) 処理施設の維持管理に必要な図書
(設計諸元及び機械・電気設備等操作方法書)
- (3) 各機械設備の仕様、カタログ、取扱説明書等
- (4) その他監督職員の指示するもの

第9章 保証期間

本施設の保証期間は、正式引き渡し日より1年間とする。なお保証期間中に生じた施工、材質ならびに構造上の欠陥によるすべての破損及び故障等は、請負者の負担にて速やかに補修、改造取替を行わなければならない。

第 10 章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

第 11 章 機器仕様

1. 電気設備

(1) 全窒素・全リン自動測定装置

1. 仕様

- 1) 測定対象：水中の全窒素・全りん濃度
- 2) 測定方式：全窒素；アルカリ性ペルオキシニ硫酸カリウム分解（120℃，30 分）
紫外線吸光光度法
全りん；ペルオキシニ硫酸カリウム分解（120℃，30 分）
モリブデン青吸光光度法
- 3) 測定範囲：全窒素；0～10mgN/L
全りん；0～5mgP/L
- 4) 測定周期：1 測定／1 時間
- 5) 測 定 点：1 流路
- 6) 純水供給方法：純水器内蔵
- 7) 主要部材質：メーカー標準

2. 既設機種

東亜ディーケーケー(株) NPW-150 (S)

(2) 有機汚濁モニターUV計

1. 仕様

- 1) 測定対象：処理場からの排出水中の有機汚濁物質
- 2) 測定方式：2 波長吸光光度法
- 3) 測定範囲：0～1.0Abs
- 4) アレスタ内蔵：有り
- 5) 変換器サンシェード：有り
- 6) 検出器セル長：25mm
- 7) ワイパー材質：ゴムワイパー

2. 既設機種

東亜ディーケーケー(株) OPM-410A(S)